

安曇野市がん患者アピアランスケア助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者兼請求者 住所 安曇野市■■■■番地

申請者は助成対象者の氏名を記入。ただし、助成対象者が未成年の場合は法定代理人の氏名を記入。

フリガナ アズミノ ハナコ
氏名 安曇野 花子 (助成対象者との続柄 本人)
*対象者が未成年の場合は法定代理人氏名を記入
電話番号 _____

のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

助成対象者	フリガナ			生年月日	
	氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ 申請者と助成対象者が同じ場合はチェック。異なる場合は対象者の氏名等を記入。		S ●年 ●月 ●日	
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ		(●● 歳)	
がんの治療状況	電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ			
	医療機関名及び診療科	●●●●病院 ●●科	主治医名	●●●●	
	治療方法	<input checked="" type="checkbox"/> 手術 <input checked="" type="checkbox"/> 薬物治療 <input type="checkbox"/> 放射線治療 <input type="checkbox"/> その他 ()			
がん治療を証する書類	<input checked="" type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 診療(入院)計画書 <input type="checkbox"/> 診療説明書 <input type="checkbox"/> その他 ()				
助成対象経費	補整具の区分	頭髮補整具	乳房補整具		その他補整具
	補整具の内容及び購入年月日(領収書の日付)※複数ある場合はそれぞれ記載	ウィッグ R●年●月●日	右房用 専用入浴着 R●年●月●日	左房用	
	領収書の名前及び本人との続柄	安曇野花子 (続柄 本人)	安曇野花子 (続柄 本人)	(続柄)	(続柄)
	購入費用計(税込)	① 55,000 円	④ 39,000 円	⑦	
購入費用計の1/2の額	② 27,000 円 (①の1/2の額、1,000円未満切捨)	⑤ 19,000 円 (④の1/2の額、1,000円未満切捨)	⑧	⑩ 19,000 円 (⑦の1/2の額、1,000円未満切捨)	
助成対象額	③ 20,000 円 (②又は20,000円のどちらか少ない金額)	⑥ 19,000 円 (⑤又は20,000円のどちらか少ない金額)	⑨	⑫ 円 (⑩又は20,000円のどちらか少ない金額)	
助成金交付申請金額 (※③、⑥、⑨、⑫の合計額を記入してください。)			39,000 円		
口座振替先		口座番号	普通 当座	●●●●●●●●	
金融機関名	●●●●銀行	フリガナ	アズミノ ハナコ		
支店名	●●●支店	口座名義人	安曇野 花子		
申請者と口座名義人が異なる場合は、下記により委任してください。 記 上記口座名義の者を代理者として、助成金の受領を委任します。 委任者(申請者) 住所 _____ 氏名 _____ 受託者(口座名義人) 住所 _____ 氏名 _____ (続柄) _____					

領収書記載の本体価格(税込)

計算式 39,000 円×1/2=19,500 円
1,000 円未満切捨のため 19,000 円

申請者と口座名義人が異なる場合は記入。

裏面の同意書等も必ずご記入ください。

2 同意書

審査にあたり、助成対象者の住民基本台帳、市税及び夜間急病センター手数料納付状況の照会、閲覧に同意します。

また、市から県内他自治体に助成状況の照会、医療機関に治療状況の照会を行うことに同意します。

署名（申請者）



署名（助成対象者）



※申請者と助成対象者が異なる場合のみ記入

内容を確認し、チェックしてください。

3 確認事項

※内容を確認し、該当項目にレ点チェックのうえ必要事項を記入してください。

- 過去に長野県内の他市町村から今回の申請区分での助成は受けていません。
- 申請する補整具は、国又は他の自治体が別に購入費用を負担したものではありません。
- 助成対象者は暴力団員ではありません、また暴力団員との密接な関係はありません。

交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金等が交付されたため、補助金等の返還を求められたときは、納期日までに納付します。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付をした額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。